

食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の  
連携・政策調整の強化について

〔平成17年1月31日〕  
〔関係府省申合せ〕

食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に当たっては、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省（以下「関係府省」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）に定めるところによるほか、下記に定めるところにより、相互の連携・政策調整の強化に努めるものとする。

記

1 関係府省相互の連携・政策調整の強化

食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に当たっては、関係府省は、当該試験研究の効率的かつ効果的な活用を図るとともに研究内容の重複等を避けるため、テーマ設定時から意見交換を行い、その内容について十分な意思疎通を図るとともに、研究結果について情報交換を行うなど、関係府省相互の連携・政策調整の強化に努めること。

2 会議の開催

1の関係府省相互の連携・政策調整の強化を図るため、次に掲げる会議を開催すること。

(1) 食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議

食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に当たり、当該試験研究の効率的かつ効果的な活用を図るとともに研究内容の重複等を避けるなど、関係府省相互の連携・政策調整の強化を図るため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

連絡調整会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

食品安全委員会委員長（議長）

内閣府食品安全委員会事務局長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

厚生労働省科学研究費補助金による研究事業（食品の安全性の確保に関するものに限る。）の評価を行う評価委員会の委員長

農林水産省農林水産技術会議事務局長

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課長

議長は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

連絡調整会議の庶務は、内閣府食品安全委員会事務局において処理する。

前各号に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡調整会議が定める。

(2) 食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議

食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に当たり、関係府省相互の具体的な意見交換を行うため、連絡調整会議の下に、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（以下「担当者会議」という。）を設置する。

担当者会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局評価課課長補佐

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課課長補佐

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長補佐

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長補佐

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長補佐

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長補佐

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐

農林水産省農林水産技術会議事務局研究調査官

農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課課長補佐

担当国会議は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

担当国会議の庶務は、内閣府食品安全委員会事務局において処理する。

前各号に定めるもののほか、担当国会議の運営に関する事項その他必要な事項は、担当国会議が定める。